

福島県業務継続計画 (本庁版)

～発災時に必要な業務の継続に向けて～

令和 7 年 1 1 月改訂
福 島 県

第1章 福島県業務継続計画（本庁版）の基本的な考え方	1
1 策定の目的	2
（１）趣旨	2
（２）計画の対象機関	2
（３）非常時優先業務の概念	2
（４）計画導入の効果	4
2 本計画の基本方針	4
3 本計画が想定する災害	5
第2章 前提とする震災と被害想定	6
1 県内の被害想定	7
2 福島県庁に及ぼす影響	9
第3章 非常時優先業務	13
1 非常時優先業務の選定基準	14
2 非常時優先業務の特定	14
第4章 執行体制の確保と対策	16
1 災害対策本部体制の確保	17
2 職員の参集	19
3 非常時の参集体制	21
4 指揮命令系統及び職務代行	23
5 他都道府県からの受援	23
第5章 執務環境の整備及び確保	24
1 庁舎等の耐震化と代替施設の確保	25
2 執務環境の確保	26
3 食料	30
4 通信手段	30

5 情報システム基盤（ネットワーク、業務システム）	33
第6章 計画の推進	36
1 全庁的な取組み	37
2 推進体制	37
3 計画の見直し	37

第 1 章 福島県業務継続計画（本庁版） の基本的な考え方

1 策定の目的

(1) 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）、さらには、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害に際し、県は、県民の安全・安心の確保を最優先に、被災者保護、広域避難の調整、放射性物質対策などの業務に全庁を挙げてあたりました。しかしながら、かつて経験したことのない大規模かつ複合的な災害により、県庁舎も大きく被災し、また多くの職員が通勤困難になるなど、業務の遂行に大きな混乱と支障が生じました。

このことを踏まえ、災害などの重大な危機事象から、県民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するため、庁舎や職員、ライフラインなどが制約された状況下でも、県が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくものが、この福島県業務継続計画（以下「本計画」という。）です。

(2) 計画の対象機関

本計画の対象は、総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局、病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁の本庁機関とします。

(3) 非常時優先業務の概念

① 位置づけ

災害発生時には、県庁においても活用できる資源（人・物・情報及びライフライン）が制約を受けることを前提に、継続すべき業務を「非常時優先業務」として特定しておく必要があります。

本計画で定める「非常時優先業務」は、災害発生時の限られた人員等の資源の中でも、他の業務に優先して継続しなければならない通常業務や、迅速に行わなければならない災害応急・復旧業務とし、その概念は図1のとおりとします。

② 地域防災計画との相違

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策（災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策）に係る業務内容を定めるのに対し、業務継続計画は、災害発生時に人員等の資源が制約された状

況下において、県が優先して実施する業務（災害応急対策業務のほか、優先度の高い通常業務及び復旧業務）を定め、その遂行を確保するための計画です（表１のとおり）。

図１ 非常時優先業務の位置付け



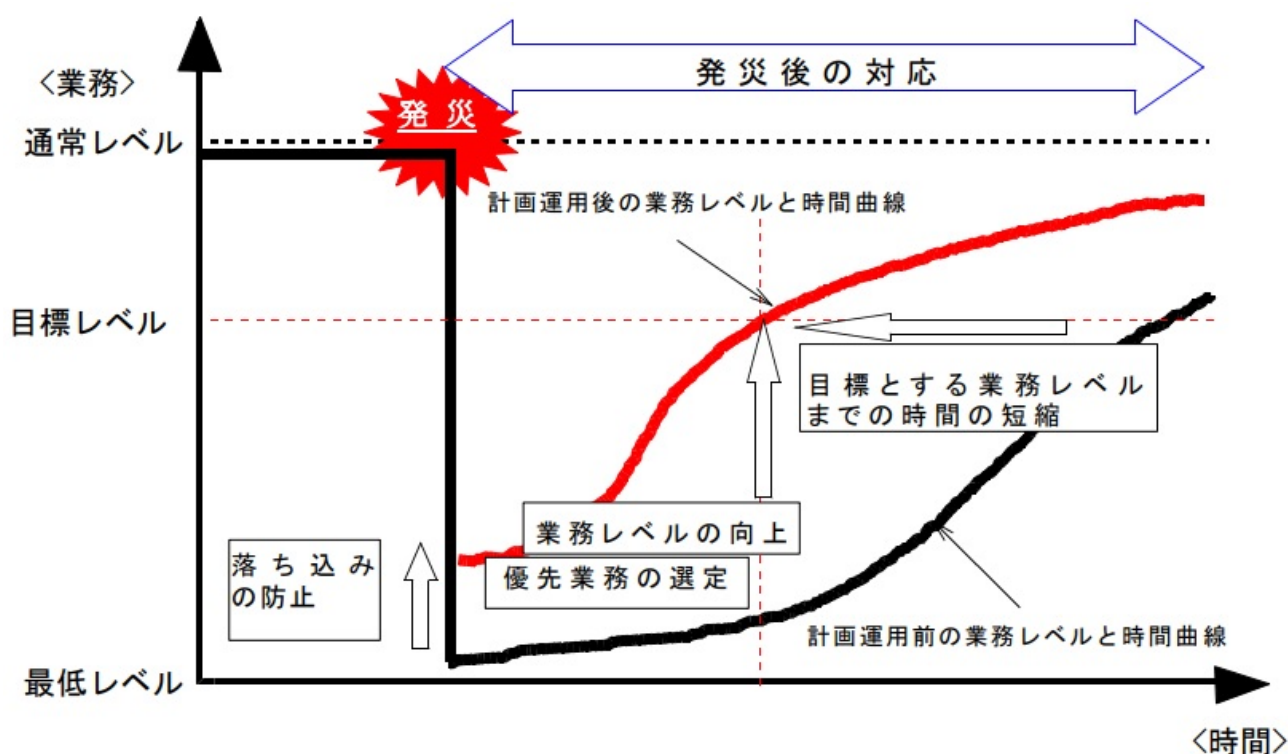
表１ 地域防災計画と業務継続計画との相違点

	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、特定公共機関等の防災機関	県
計画の趣旨	・ 県等の防災機関が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施要項や役割分担等を規定するための計画である。	・ 県が発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。
実施主体の被災	・ 特に想定していない。（ただし、「通信設備の被災」については想定あり）	・ 庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・ 災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務。復旧・復興業務）を対象とする	・ 非常時優先業務（災害応急対策業務、優先度の高い通常業務、優先度の高い復旧業務）を対象とする。
業務開始目標時期	・ 必要事項ではない。（本県では記載あり）	・ 非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める必要あり。

（４）計画導入の効果

- ① 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずることにより、図２のように業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることが可能となります。
- ② 市町村などの業務継続計画策定の基礎となり、行政活動の速やかな再開に寄与します。

図２ 業務継続計画導入による効果



2 本計画の基本方針

【基本方針１】

災害発生時には、県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが県の最大の責務であるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施します。

【基本方針２】

非常時優先業務の実施に必要な資源（人、物、情報、ライフライン等）の確保、配分は全庁横断的な体制で実施します。

【基本方針３】

非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を最優先で確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止、抑制するなど、非常時優先業務に影響を与えないことを第一に対応します。

3 本計画が想定する災害

本計画の策定に当たっては、県内に未曾有の被害をもたらし、県庁舎等にも甚大な被害と影響を与えた「東日本大震災」と同程度の地震を想定します。

なお、人的被害や建物被害、公共交通機関やライフラインの被害など、あらゆる分野の被害が発生した東日本大震災クラスの大震災を想定することにより、他の災害などの危機事象についても、十分対応が可能となります。

第2章 前提とする震災と被害想定

1 県内の被害想定

(1) 想定地震

東日本大震災と同規模の大地震（以下「大規模地震」という。）を想定します。

（モーメントマグニチュード9.0 県内の震度5強～6強）

※モーメントマグニチュード：通常マグニチュードが地震波の最大振幅で算出されるのに対し、振幅と周期のデータから地震を起こした断層のずれの規模を測り、算出されるもの。規模の大きな地震に使用される。

(2) 被害想定

東日本大震災の規模及び県内被害は表2のとおりであり、これと同程度の被害が発生すると想定します。

表2 東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上※、小名浜港3.3m （※検潮所が被害にあっており、実際の波高はそれ以上と推定される）
人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された行方不明者を含む）	死者：4,179名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名

建物被害 (警戒区域指定自治体においては一部未集計)	住家全壊：１５，４８３棟 住家半壊：８３，６９８棟 住家一部損壊：１４１，０６５棟 住家床上浸水：１，０６１棟 住家床下浸水：３５１棟 公共建物被害：１，０１０棟 その他建物被害：３６，８８２棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：５，７０６人 消防団員：４３，７７６人
公共交通機関の被害	鉄道（運休） J R東北新幹線（平成 23 年 4 月 12 日東京～福島間運転再開、4 月 25 日仙台まで 運転再開）、山形新幹線平成 23 年 3 月 31 日運転再開）、東北本線（平成 23 年 3 月 29 日郡山～本宮間運転再開、4 月 5 日本宮～福島間運転再開、4 月 17 日県内全線運転 再開）、奥羽本線（平成 23 年 3 月 31 日福島～米沢間運転再開）、磐越西線（平成 23 年 4 月 9 日運転再開）、磐越東線（平成 23 年 4 月 15 日運転再開）、水郡線（平成 23 年 4 月 12 日運転再開）、常磐線（令和 2 年 3 月 14 日全区間運転再開）、只見線（平成 23 年 4 月 14 日）、福島交通飯坂線（平成 23 年 3 月 13 日全区間運転再開）、阿武隈急 行線（平成 23 年 4 月 6 日保原～梁川間運転再開、4 月 18 日瀬上～保原間運転再開、4 月 28 日福島～瀬上間運転再開、5 月 16 日全線運転再開）、会津鉄道（平成 23 年 3 月 18 日運転再開） 高速バス（運休） 平成 23 年 3 月 14 日 福島～郡山間運転再開、3 月 16 日 福島～仙台間運転再開、3 月 18 日 福島～新宿間運転再開 その他路線も平成 23 年 3 月 13 日以降順次運転再開 高速道路（一般車両通行止） 全路線（通行止解除（常磐自動車道いわき中央 IC～富岡 IC を除く）平成 23 年 3 月 24 日） 福島市内の路線バス 当日は全面運休、翌日から運転再開

ライフライン等	電気：停電戸数 30 万戸（最大時） （本庁舎・西庁舎（一部を除く）は震災翌日の 3 月 12 日に供給再開、自治会館は 3 月 14 日供給再開） 水道：断水・漏水 44 万戸（最大時） （本庁舎は 3 月 20 日に全館復旧、西庁舎は 3 月 19 日に雑用水が、4 月 1 日に飲料水を含め全館復旧、自治会館は 3 月 22 日に全館復旧） 電話（NTT 回線）：一時県内全域多数で不通 （県庁では施設の被災はなかったが、震災直後は発信規制によりほとんど不通） 都市ガス：供給停止 17,025 戸（最大時）
---------	--

（令和 7 年 2 月 1 日現在 災害対策本部取りまとめ）

2 福島県庁に及ぼす影響

① 県庁舎

全ての庁舎において、耐震性能が確保されておりますが、免震構造となっていない本庁舎及び自治会館は、震度 6 強の地震により、什器類の転倒など、一時的に業務に支障が生じる状況も想定されます。

なお、東日本大震災時における県庁舎の被害と復旧の状況は表 3 のとおりです。

表 3 東日本大震災時の県庁舎の被害と復旧の状況

	被害と復旧の状況
本庁舎	建物から全職員一時退避。応急危険度判定の結果、破損箇所はあるものの、使用に問題なく、数時間後に使用再開
西庁舎	建物から全職員一時退避。応急危険度判定の結果、破損箇所はあるものの、7 階以下については使用に問題がないことから数時間後使用再開。8 階以上は配管の損傷等があったため、5 月下旬まで使用停止
東分庁舎	建物から全職員一時退避。応急危険度判定の結果、倒壊の危険性があるため、そのまま立入禁止。その後、解体
自治会館	昭和 56 年施行の新耐震基準により建築されており、建物本体は被害なく、使用に特に支障なし被害と復旧の状況

② 執務室

執務室については、耐震性能を十分に備えた庁舎であっても、天井材、設備機器備品等の落下、転倒や窓ガラスの飛散により、一時的に使用できなくなる可能性も想定

されます。

③ 情報システム等

庁舎が損壊した場合には、情報通信機器やネットワーク、データ、マニュアル等の情報資産が毀損・喪失する可能性があります。

また、そこまで至らなくても、停電や配水管等の破損による冠水などにより、各種情報システムの運用が一時的に停止する恐れがあります。

ただし、県の主要な情報システムのサーバ等の主要機器は、耐震性の高い県庁舎外のデータセンターに設置しており、東日本大震災時にも長期にわたる運用の全面停止を免れたことから、早期の復旧も可能と想定されます。

なお、東日本大震災時における主な情報システムの被害と復旧状況は表４のとおりです。

表４ 東日本大震災時の主な情報システムの被害と復旧状況

システム名	所管課	被害と復旧状況
情報通信ネットワークシステム	情報政策課 (現 デジタル変革課)	情報通信ネットワークシステムの機器・ソフトウェア・回線には異常なし。ただし、西庁舎機械室が停電と断水により空調が使えず、平成 23 年 3 月下旬まで他のシステムを含め、限定的に稼働。また、県庁舎外データセンターのバックアップサーバを起動し、業務を継続したシステムもあり。
インターネットシステム	情報政策課 (現 デジタル変革課)	インターネットシステムの機器・回線には異常はなし。ただし、通信事業者側でインターネットサービスを当日 22 時頃まで停止。
システム名	所管課	被害と復旧状況
グループウェアシステム	情報政策課 (現 デジタル変革課)	システムの機器・ソフトウェア・回線には異常なし。
総合行政ネットワークシステム	デジタル変革課	システムの機器・ソフトウェア・回線には異常なし。

総合情報通信ネットワークシステム	災害対策課	システムの機器・ソフトウェア・回線には異常なし。非常用電源から電気供給があったこと、サーバ等は県庁舎外の耐震性の高いデータセンターに設置してあったことから、システムダウンもなし。
財務会計システム	出納総務課	機器・ソフトウェアに損傷等の被害はなかったものの、システムは停電により停止。県庁舎外のデータセンターに設置してある業務継続システムに切り替え、平成 23 年 3 月 14 日より支払事務のみ運用。平成 23 年 4 月 4 日に本復旧
税務システム	税務システム課	機器・ソフトウェアに損傷等の被害はなかったものの、システムは停電により停止。平成 23 年 3 月 22 日に動作を確認し、平成 23 年 3 月 28 日に本復旧。
河川流域総合システム	河川整備課	機器・ソフトウェアの破損はなし。非常用電源からの電気供給によりシステムダウンもなし。

④ ライフライン

電気・電話・ガス・水道等のライフラインは、一時的な遮断や利用制限などの影響を受けることが想定されます。

なお、東日本大震災時における県庁舎に係るライフラインの被害と復旧状況は次のとおりです。

ア 電気

東日本大震災発生直後から全庁舎で停電。本庁舎及び西庁舎については、震災翌日の 3 月 12 日に供給再開。ただし、西庁舎の一部では 3 月 19 日まで電気が使用できず。

自治会館については、3 月 14 日に供給再開（復旧までの間は、電力会社からの支援による予備電源車にて供給）。

イ 電話

県庁内交換機及び電話回線そのものに被災は少なく、震災当日から使用可能。ただし、電話事業者の発信規制等の通信制限によりほとんど通話できない状態。

ウ 水道

震災発生直後から、全庁舎で断水。本庁舎は3月20日に全館復旧。

西庁舎は3月19日に雑用水について復旧。飲料水まで含めた復旧は4月1日。

自治会館は3月22日に全館復旧。

⑤ 公共交通機関等

職員の参集に重要な役割を果たす鉄道やバスの公共交通機関、並びに自動車を利用する際に重要な高速道路については、安全点検等のために数時間から数日、また、施設等の被害が発生した場合には1ヶ月以上の時間を復旧に要すると想定されます。

東日本大震災時においても、公共交通機関等に次のような大きな影響が生じました。

ア 鉄道

1の(2)「公共交通機関の被害」に記載のとおり。

イ バス

福島市内の路線バスについては、震災翌日の3月12日から運転再開(3月16日から4月6日までは燃料不足のため、土日祝日ダイヤで運行)

高速バスについては、1の(2)「公共交通機関の被害」に記載のとおり。

ウ 高速道路

東北自動車道は3月24日一般車両の通行止め解除。

第 3 章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定基準

第1章の1－(3)で定義した、非常時優先業務を選定するに当たっての優先区分とその基準は表5のとおりとします。

表5 非常時優先業務選定に当たっての優先区分と基準

非常時 優先業務 (優先度の 高い通常業 務、優先度 の高い復旧 業務、災害 応急対策業務)	A	発災後直ちに（概ね3時間以内）着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に重大な影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても最優先的に対策を講じる必要がある業務。
	B	発災後12時間以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても優先的に対策を講じる必要がある業務。
	C	発災後1日以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。
	D	発災後3日以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。
	E	発災後1週間以内に着手しないと、県民の生命・身体・財産や県民生活等に相当の影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務。
その他の 業務	F	発災後1週間以内に着手しなくとも、県民の生命・身体・財産や県民生活等に大きな影響を及ぼすことはないと思込まれる業務。

2 非常時優先業務の特定

本計画の対象機関の業務のうち、上記1の基準に基づいて県民の生命や生活等への影響を評価し、非常時優先業務を表6のとおり選定しました。

また、具体的な機関別の非常時優先業務については、別表1のとおりとします。

なお、時間経過に応じた災害応急対策の時系列行動計画については、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節第1の定めるところによるものとします。

表 6 非常時優先業務数

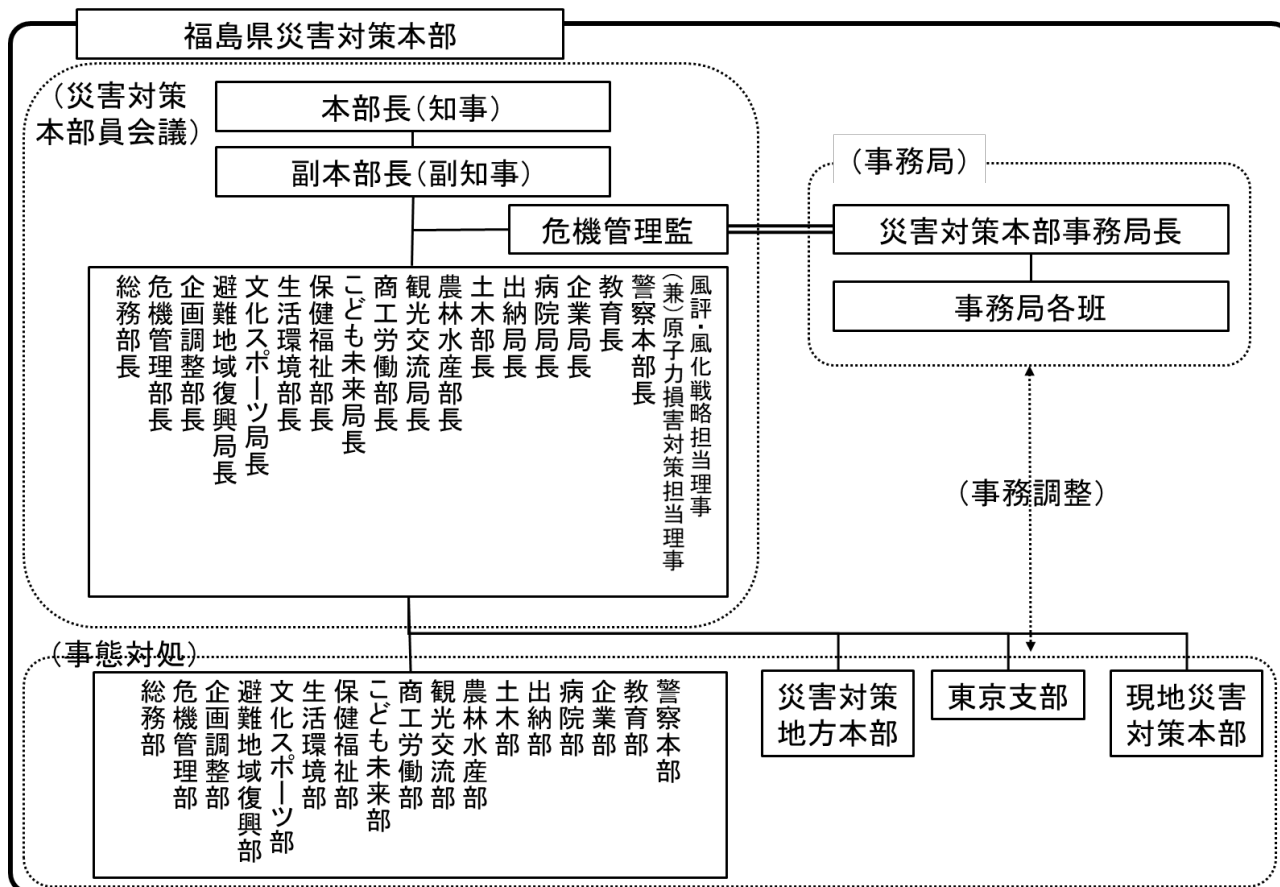
評価	評価基準	非常時優先 業務数 (A=B+C)	非常時優先業務数の内訳	
			応急・復旧 業務数 (B)	優先すべき 通常業務数 (C)
A	発災後直ちに（概ね3時間以内）に 着手すべき業務	350	340	10
B	発災後1～2時間以内に着手すべき業務	88	75	13
C	発災後1日以内に着手すべき業務	120	113	7
D	発災後3日以内に着手すべき業務	45	38	7
E	発災後1週間以内に着手すべき業務	27	25	2

第4章 執行体制の確保と対策

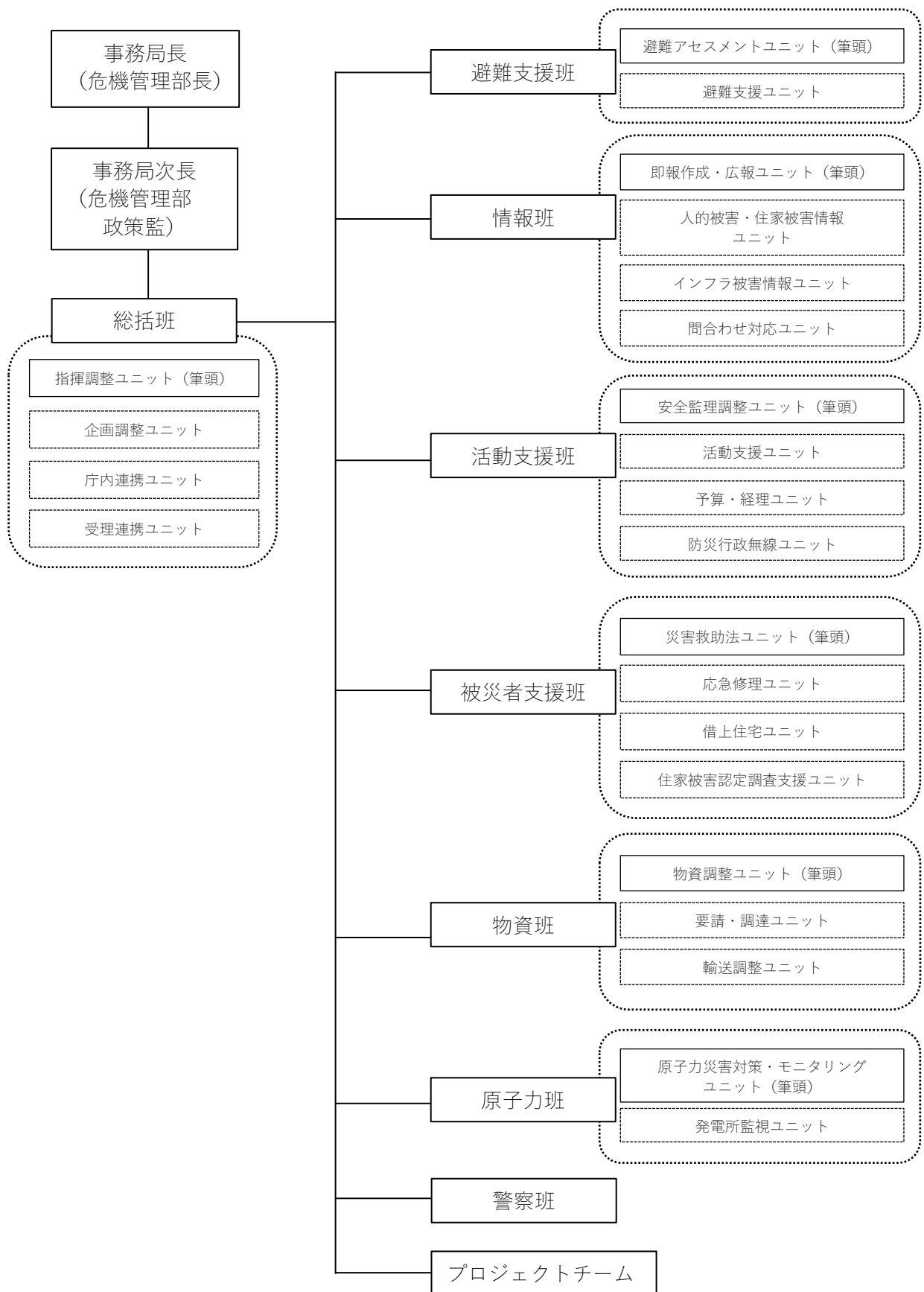
1 災害対策本部体制の確保

災害対策本部の設置基準、組織、職員の動員配備、本部事務局の運営等は、福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の定めるところによるものとします。

図3 災害対策本部及び事務局の組織編成



災害対策本部事務局組織図



2 職員の参集

(1) 執務時間内の被災の場合

本庁舎の耐震化工事及び西庁舎の免震化工事が完了しており、北庁舎は免震構造で建築しているため大地震時に倒壊など大きな被害を受ける可能性は極めて低くなっています。

なお、執務室内の什器の転倒やガラスの飛散など限定的な被害が発生する恐れはありますが、大部分の職員は業務の継続が可能であると想定されています。

表 7 参集予測の対象職員（令和 7 年 2 月 2 6 日現在）

部局名	職員数
総務部	3 6 8
危機管理部	8 7
企画調整部	2 8 6
生活環境部	1 5 8
保健福祉部	3 0 4
商工労働部	2 0 6
農林水産部	3 8 2
土木部	2 9 9
出納局	5 8
企業局	1 8
病院局	2 3
議会事務局	3 6
選挙管理委員会事務局	5
監査委員事務局	2 6
人事委員会事務局	1 5
労働委員会事務局	1 2
教育庁	2 5 0
計	2, 5 3 3

（２）執務時間外に被災した場合

① 参集予測方法

執務時間外に大規模な地震が発生した場合に、県庁に参集可能な職員数を時系列で把握するため、表 7 の対象職員全てに以下の条件をあてはめ、居住地からの通勤距離を基に参集時間と参集職員数を算出しました。

[職員参集数算出の条件]

ア 居住地から、徒歩で参集することを想定。

身支度や家族の安否確認などを要することや、悪路も考慮して、通常の歩行速度よりも遅い時速 3 km で所要時間を算出する。

イ 1 日の歩行距離の上限は 20 km 以内とし、所要時間は、12 時間から 24 時間の間と想定する。

ウ 東日本大震災時の公共交通機関の復旧状況等を参考として、遠距離通勤者については 20 km から 40 km までが 3 日目から、また、40 km を超える者も 1 週間後には参集が可能になるものと想定する。

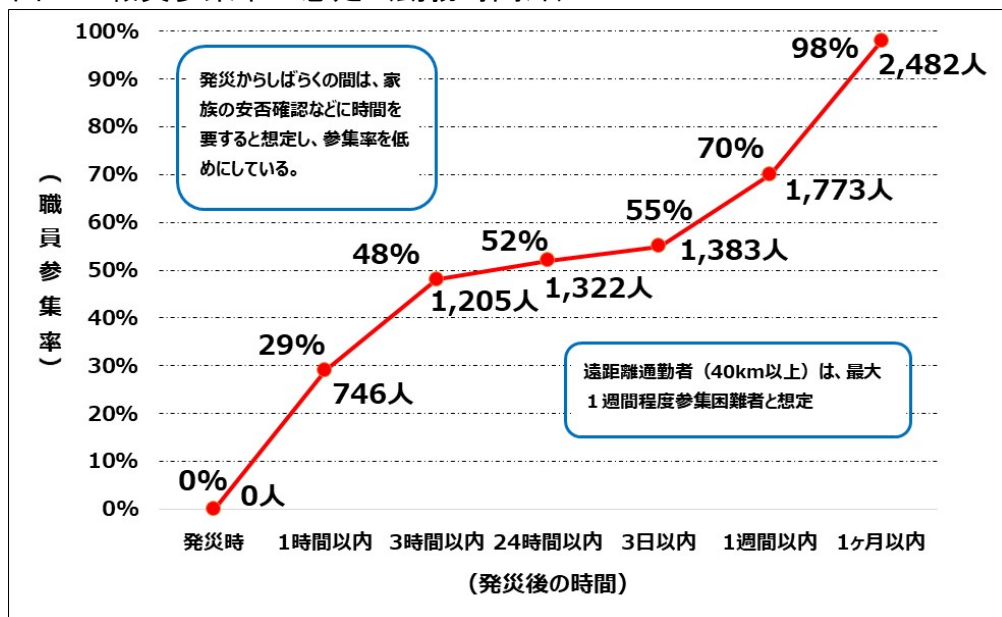
エ 職員自身やその家族が直接被害を受け、登庁できないケースを考慮し、発災から 1 週間までは職員の 30 % を、その後も 2 % 程度を参集困難者と想定する。

② 予測結果

参集予測の結果は別表 2 のとおりで、図 4 のように発災 1 時間以内に 746 人 (29%)、3 時間以内に 1,205 人 (48%)、24 時間以内には 1,322 人 (52%)、3 日以内に 1,383 人 (55%)、そして 1 週間以内には 1,773 人 (70%) の参集が可能と予測されます。

発災直後から、災害対策本部事務局の最大要員 208 名程度を大きく上回る職員の参集が可能であり、非常時優先業務の遂行に必要な職員数を確保できる見込みです。

図4 職員参集率の想定（勤務時間外）



3 非常時の参集体制

(1) 参集場所

勤務時間外、休日等において大規模地震が発生し、災害対策本部の配備体制が決定された場合は、以下の場所に参集するものとします。

区 分		参集場所
①	災害対策本部員	■所属部局等
②	災害対策本部事務局員	■所属課室への安否報告の後、速やかに本部事務局
③	その他の職員	■所属課室又は各部局等があらかじめ指定する場所

ただし、災害の状況や交通の途絶等により、所属課室又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長等の指示に従い、その業務を応援する。

ア 自己の業務に関連する最寄りの県の機関

イ 県庁又は各地方振興局

なお、庁舎の損壊等により入室できない場合を想定し、各部局等は臨時の代替参集場所を定めておくこととします。

(2) 非常時優先業務に係る要員の指定

① 担当者の特定

各部局等は、災害対策本部要員の指定のほか、他の非常時優先業務の担当者についても、あらかじめ指定しておくものとします。

なお、大規模地震による交通の途絶、職員自身あるいはその家族の被災等により職員の参集が困難となり、非常時優先業務が遅滞・停止することを防ぐため、複数の代替職員についても指定し、あらかじめ連絡体制等を整えておくこととします。

② マニュアル等の整備

各部局等は、代替職員が非常時優先業務に従事する場合であっても円滑な業務実施が可能となるよう、各非常時優先業務のマニュアル、チェックリスト等の整備に努めるものとします。

③ 職員の応援体制

非常時優先業務の集中する部局等では人員不足が生じ、また24時間対応により交代職員の確保も必要となることから、業務の実施に支障が出ないように部局等間の応援・受援を次の手順により行うこととします。

ア 応援の必要性の把握

各部局等の長は、応援を必要とする業務と大まかな必要人数を把握する。



イ 応援の要請

各部局等の長は、危機管理監に応援を要請する。



ウ 具体的な調整

危機管理監は、要請を受け、応援する部局等、応援する職員数、業務内容、応援期間等具体的な調整を実施する。



エ 応援の決定

知事（本部長）は、危機管理監の調整結果を受け、応援の実施を決定する。



オ 応援部と受援部の調整

応援実施の決定を受け、応援する部局等は、応援を受ける部局等と、人選等具体的な調整を実施する。



カ 職員の応援の実施

応援する部局等は、応援を受ける部局等との調整に基づき、職員の応援を実施する。

4 指揮命令系統及び職務代行

(1) 通常業務の指揮命令系統等

非常時優先業務のうち、優先度の高い通常業務と復旧業務の指揮命令系統及び職務代行については、「福島県行政組織規則」、「福島県危機管理室運営等規程」、「福島県事務委任規則」、「福島県事務決裁規程」等の定めるところによるものとします。

(2) 災害応急業務の指揮命令系統等

災害対策本部での応急業務の指揮命令系統及び職務代行は、「福島県災害対策本部条例」及び「福島県災害対策本部規程」に定めるところによるものとします。

なお、災害対策本部長（知事）の職務代行については、このほか「福島県地域防災計画」の定めに基づき行うものとします。

【福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）第3章第1節第2－1－(3)】

大規模災害発生時における知事の不在等の非常時において、知事による災害対策本部設置の決定が困難な場合は、第1に第一順位副知事、それも困難な場合には第2に第二順位副知事、第3に危機管理部長が決定する。

5 他都道府県からの受援

非常時優先業務の執行体制を確保するため、他都道府県への応援要請及び受援の調整については、「福島県災害時受援応援計画」の定めるところによるものとします。

第5章 執務環境の整備及び確保

1 庁舎等の耐震化と代替施設の確保

○ 現状・課題

県庁舎は、表 8 のとおり令和 2 年度までに全棟が大規模な地震被害から回避できるような耐震性能を確保しています。

特に、平成 28 年度に完成した北庁舎は、東日本大震災で甚大な被害を受けた東分庁舎の代替庁舎として建設したものであり、免震構造を採用しているほか、危機管理や災害対策、原子力安全対策等を担う関係部署の執務室を一体的に配置し、危機管理の中核的な施設である危機管理センターの機能を有しています。

表 8 【庁舎の概要】

	構造	完成年度	階数	耐震基準	耐震性能ランク〔()内は耐震改修後〕	耐震改修完了年度	震度 6 強の際の被害想定
本庁舎	RC	昭和 29 年度	地上 5 階	旧基準	A	平成 27 年度	ほとんど損傷がない
西庁舎	SRC	昭和 46 年度	地上 12 階 地下 2 階	旧基準	A	令和 2 年度	ほとんど損傷がない
北庁舎	SRC	平成 28 年度	地上 7 階	新基準	—	—	ほとんど損傷がない
自治会館	SRC	昭和 58 年度	地上 8 階 地下 2 階	新基準	—	—	ほとんど損傷がない

○ 対策

火災類焼などに備え、代替施設（執務スペース）の確保が重要となります。このため、各部局等は、東日本大震災時の実例を踏まえながら、県有施設だけでなく民間施設も含めた代替施設の候補をあらかじめ選定しておくこととします。また発災時には、各部局等が施設管理課と協議し、速やかに近隣庁舎及び代替施設において執務室を確保することとします。

表 9 東日本大震災時に代替施設として使用した主な施設

施設名	耐震性能	構造	所在地
自治会館	新耐震	SRC	福島市中町 8-2
杉妻会館	B	RC	福島市杉妻町 3-45
舟場町分館	新耐震	S	福島市舟場町 2-1
県北保健福祉事務所	新耐震	RC	福島市卸山町 8-30
県立図書館	新耐震	SRC	福島市森合字西養山 1
県立盲学校（管理棟）	A	RC	福島市森合町 6-34
ふくしま中町会館	耐震補強済	RC	福島市中町 7-17
コラッセふくしま	制震	S, SRC	福島市三河南町 1-20
中町ビル	新耐震	SRC	福島市中町 1-19

※ RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

2 執務環境の確保

（１）執務室

○ 現状・課題

十分な耐震性能を備えた庁舎は、大地震が発生しても庁舎倒壊による大きな被害の可能性を低減することはできますが、執務室内のロッカーやキャビネットの転倒、天井材の脱落、机上パソコン等の落下、ファイル類や割れた窓ガラスの飛散などの可能性まで完全になくすことはできません。

○ 対策

執務室へのスムーズな入室を可能とし、あるいは執務室の閉塞を防止するため、ロッカーやキャビネット類は執務室出入口付近に極力置かない工夫や耐震固定金具等による転倒防止策を講じたり、パソコンやテレビ類なども固定化のための措置を図ります。

なお、危機管理センターについては免震構造とし、天井等の建築非構造部材の耐震安全性も確保しています。

（２）電力

○ 現状・課題

停電により外部からの電力供給がストップした場合、非常用電源が起動しますが、本庁舎及び西庁舎で確保されている非常用発電機による発電は、表 1 1 のとおり避難や消火、基幹的な情報通信ネットワーク等の維持のための最低限の容量であり、

当該発電機から電力が供給されるコンセントも無いことから、非常時優先業務の執行が一部制限される状況となります。

また、自治会館の非常用発電機については、災害対策本部を設置する場合に備えて、照明や一般コンセントの一部はつながっているものの、連続運転は8時間程度（地下タンクを利用できるときは3日程度）にとどまります。

なお、危機管理センターでは、災害対策本部やその事務局など重要な執務室については、100%の電力供給を維持したまま3日間の連続運転が可能な非常用発電機と必要な燃料備蓄を確保するとともに、電源車及び太陽光発電設備からの電力供給も可能となっています。

表10 【参考】県庁舎における電力需要（令和5年度データ）

	電力		備 考
	平均	最大	
本庁舎・西庁舎 ・北庁舎	458kW	1,522kW	平均：4,023,463kW÷（366日×24時間） 最大：令和5年8月
自治会館	61kW	281kW	平均：537,058kW÷（366日×24時間） 最大：令和5年7月

表11 県庁舎の非常用自家発電設備の容量等

	本庁舎	西庁舎	北庁舎	自治会館
発電機容量	200kVA	625kVA	250kVA×2	250kVA
燃料タンク	490L	490L ※地下タンク 2000L	950L ※地下タンク 8000L	490L
推定連続運転時間	10時間	16時間	72時間	8時間 ※地下タンクを利用 できるときは3日程度
燃料種別	軽油	軽油	軽油	灯油

	本庁舎	西庁舎	北庁舎	自治会館
供給範囲	・エレベーター４号機（１～３号機は西庁舎発電機より） ・揚水ポンプ、排水ポンプ ・河川流域騒動システム ・議場照明 ・本庁舎５階正庁照明 ・コンセント（西庁舎発電機より）	・エレベーター５号機（１～４号機については、電源切替により順次運転可能） ・消火栓ポンプ（本庁舎含む） ・揚水ポンプ、排水ポンプ、スプリンクラーポンプ ・ボイラー（No.1） ・冷温水ポンプ（一部） ・電話交換機 ・１１階マシン室用電源（一部） ・中央管制室 ・各階各室内の一部の非常照明（本庁舎含む） ・コンセントは無し ・１１階統制局（R6年10月）（北庁舎発電機より）	・エレベーター３号機 ・給水ポンプ（上水、雑用水） ・排水ポンプ ・ヒートポンプパッケージの一部 ・消火栓ポンプ ・各階各室内の一部の照明 ・各階各室内の非常用コンセント	・エレベーター１～３号機 ・消火栓ポンプ ・泡消火栓ポンプ（地下駐車場） ・給水ポンプ（上水）、排水ポンプ、汚水ポンプ ・地下駐車場排煙 ・電話交換機 ・冷温水発生機 ・各階各室内の一部の非常用照明 ・コンセントは各フロア南側系統、北側系統で各々２０Ａ１回路程度 ・３階フロア会議室全ての照明、コンセント

○ 対策

各庁舎における非常時優先業務の執行に必要な電力供給設備は整備済みとなっていますが、今後、業務の見直しによりコンセント等の増設が必要となった場合は、非常用発電機的能力増強や電力を供給するコンセント等の整備を検討します。

また、上記の取組みに合わせて、非常用発電機の供給範囲を各部局に周知し、発災時に限られた電力で効率的な業務を執行するための、照明、パソコン、コピー機等の使用方法を検討できるよう情報提供を行います。

なお、県と福島県石油業協同組合との間では、「災害時等における燃料等の供給に関する協定」を締結（平成２６年１２月１日）しており、電源の燃料をはじめ、東日本大震災時に調達が逼迫した公用車等の燃料等についても優先供給を受けることができるようになっています。

(3)上下水道

○ 現状・課題

水道施設が被災し、断水になった場合でも、各庁舎の受水槽、高置水槽及び給水管に損傷（水漏れ）がなければ、貯水分の水の供給が可能です。ただし、その容量は、表１２～１４のとおり本庁舎及び西庁舎の飲料水及び雑用水でほぼ１日分、自治会館の飲料水及び雑用水でも約１．７日分しかなく、電力の供給がなければ、高置水槽のみの供給水となるため、使用可能日数はさらに短くなります。

なお、危機管理センターでは、飲料水及び雑用水については所要水量の7日分を貯蔵できる設備となっています。また、下水道が破損等した場合の緊急時に使用できる排水貯留槽（7日分）も設置しています。

そのほか、飲料水については、ペットボトルで災害対策本部事務局職員の3日分（500ml ボトルで2,688本）を確保していますが、各部局等で非常時優先業務に従事する職員分の備蓄は行っていない。

表 1 2 災害による断水時に利用可能な水の試算（飲料水）

	受水槽・高置水 槽容量合計（m ³ ）	使用量に基づく試算	
		平均使用量 （m ³ ／日）	使用可能 日数
本庁舎	36 m ³	約 22 m ³	約 1.6 日
西庁舎	28.2 m ³	約 29 m ³	約 1.0 日
北庁舎	9.8 m ³	—	約 7.0 日

※ 北庁舎は、約7日分を確保できるよう水槽設備を設計。

表 1 3 同上（雑用水）

	受水槽・高置水 槽容量合計（m ³ ）	使用量に基づく試算	
		平均使用量 （m ³ ／日）	使用可能 日数
本庁舎	51 m ³	約 51 m ³	約 1.0 日
西庁舎	66.86 m ³	約 68 m ³	約 1.0 日
北庁舎	75 m ³	—	約 7.0 日

※ 西庁舎の受水槽 80 m³は、飲料水、雑用水に使用。飲料水3割、雑用水7割として算出。

※ 北庁舎は、約7日分を確保できるよう水槽設備を設計。

表 1 4 同上（自治会館の飲料水・雑用水）

	受水槽 容量合計（m ³ ）	使用量に基づく試算	
		平均使用量 （m ³ ／日）	使用可能 日数
自治会館	36 m ³	約 20.5 m ³	約 1.7 日

※ 自治会館の受水槽は、飲料水、雑用水に共用

○ 対策

漏水による二次被害を防止するため、発災直後は給水管の安全性が確認されるまでは、給水を停止します。

飲料水は、通常の使用であれば、発災から2日以内に不足することが予想されていることから、全庁的に必要量や保管場所などを考慮し、計画的な備蓄を検討するとともに、各部局等及び職員個人でその確保に努めることとします。

また、トイレ用の雑用水貯蔵量が少ないため、被災時は仮設トイレの設置などを進めます。

3 食料

○ 現状・課題

大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。

表 1 5 食料の備蓄状況（令和7年1月1日現在）

食糧の種類	数量
フリーズドライ ご飯	2,000 食
レトルト（筑前煮）	700 食
レトルト（ハンバーグ）	650 食
レトルト（肉じゃが）	650 食
飲料水（500m l）	3,936 本

○ 対策

食料については、災害対策本部事務局の職員用として3日分が備蓄されています。

また、対応が長期に渡ることも想定し、各部局等において職員に対し、自分の食料については、自ら確保に努めるよう指示することとします。

4 通信手段

（1）電話回線、携帯電話

○ 現状・課題

県庁舎の電話設備は、大部分が県庁内交換機を経由してN T T回線と接続されており、この交換機または電話回線の破損がなければ、非常用発電機からの電力供給がある間は使用可能です。東日本大震災時には県庁内交換機及び電話回線に被災はなかったものの、西庁舎に設置してあるこの交換機が破損した場合は、別の交換機のある自治会館を除きほとんどの電話機が使用不能となります。

また、携帯電話については、各部局等ごとに公用配備を行っています。

○ 対策

県庁舎には、表 1 6 のとおり、災害発生時にN T Tの発信規制を受けない「災害時優先電話」が 2 5 回線、県庁内交換機に障害が発生した場合でも使用できる「緊急時対応直通電話」（N T Tの発信規制は受ける）が 2 3 回線設置されています。

また、複数の通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の携帯通信機材の提供に係る協定の締結についても検討を行います。

表 1 6 県庁内の災害時優先電話及び緊急時対応直通電話の設置状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

種類	設置個所及び設置回線数
災害時優先電話	知事室、県民広聴室、施設管理課、道路管理課、河川計画課、砂防課、電話機械室 各 1 回線、危機管理センター 7 回線、 国の関係機関（原子力災害現地対策本部等） 1 1 回線 計 2 5 回線
緊急時対応 直通電話	副知事室(西)、秘書課、総務課、企画調整課、守衛室、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、農村計画課、土木総務課、道路管理課、出納総務課、入札用度課、経営・販売課、教育総務課、議会事務局総務課、監査総務課、電話機械室、県北建設事務所、県北農林事務所、県北地方振興局、県北教育事務所 各 1 回線 計 2 3 回線

表 17 県庁舎内の電話等回線数（施設管理課所管分）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

建物名	固定電話回線数			
	電話交換機収容	単独直通	計	固定電話のうち 災害時優先電話
本庁舎 西庁舎 北庁舎	1	9 8	9 9	2 5
自治会館	区別していない		8 5	0
合計			1 8 4	2 5

なお、危機管理センターには、西庁舎の電話交換機が被災等により県庁内線電話が使用できない事態に備え、西庁舎の交換機と別系統の電話や原子力災害に備えた緊急時連絡網システムによる I P 電話を専用回線によって整備しているほか、衛星携帯電話の設置により通信手段を多重化しています。

（２）福島県総合情報通信ネットワーク【防災通信】

○ 現状・課題

福島県総合情報通信ネットワークは、衛星回線及び有線回線の複数ルートで構成される防災通信の要であり、県では本庁と出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関等 1 3 8 機関を結ぶ 3 0 0 回線（地上系有線 2 6 7 回線、衛星系 3 3 回線）を整備しています。

これにより、いつでも関係機関相互で、防災・災害時の緊急情報の伝達ができるようになっており、停電時には専用の非常用発電機が稼働し、約 4 8 時間の使用が可能です。

このネットワークを制御する統制室は西庁舎にあるため、損壊等があった場合や給水管の破損等による冠水で一時的な機能停止も考えられることから、災害による非常時の対策をしっかりと講じておく必要があります。防災行政無線を初めとする主要なネットワークのサーバ等は、耐震性の高い県庁舎外の外部施設に設置されて

おり、東日本大震災でも被災がなかった実績があります。

また、総合情報通信ネットワークでは、表 18 のとおり、固定型・可搬型・車載型の衛星携帯電話も配備されており、庁舎内の固定電話が使用できない場合でも、衛星携帯電話により通話できます。

表 18 総合情報通信ネットワークの整備状況（本庁）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

系統		回線数(本庁)	備考
地上系（有線）		2 6 7	
衛星系	地域衛星通信ネットワーク	3 3	衛星可搬局を含む
	衛星携帯電話（固定）	4	
	衛星携帯電話（可搬）	1 5	
	衛星携帯電話（車載）	1 0	

○ 対策

停電時、総合情報通信ネットワークは、危機管理センターの非常用発電機により約 7 2 時間の運転が可能です。長期化した場合には燃料の確保が必要となります。その際には、県と福島県石油業協同組合との協定に基づき、燃料の優先的な供給を受けることができるようになっています。

危機管理センターについては、当該ネットワークのサーバ等が設置されている県庁舎外の外部施設と地上系有線及び無線回線を複数ルートで結ぶことにより、通信を確保しています。

5 情報システム基盤（ネットワーク、業務システム）

○ 現状・課題

県庁の情報システムのうち表 19 のものは、本庁と合同庁舎、各出先機関、さらには国や市町村等とを接続するネットワークなど、県の行政サービスを支える根幹的な基盤であり、その中断は業務に多大な支障を及ぼすため、情報政策課が集中的に管理し、平成 25 年 4 月策定の「福島県 I C T 部門の業務継続計画」では重要システムと位置付けています。

表 19 県庁の重要システム

システム名	目標復旧レベル
情報通信ネットワークシステム	◇県庁の各機関を接続するネットワークシステム ◇下記システムを利用する際の基盤となるシステム
グループウェアシステム	◇県職員に対し、電子メールや庁内掲示板などによる情報共有や情報交換などに使用するシステム
CMSシステム	◇ホームページなどを通じた県民への情報提供や広報に使用するシステム
総合行政ネットワークシステム	◇県と国、市町村等とを接続するネットワークシステム

特に、情報通信ネットワークシステムは、財務会計システムや税務システム、土木積算システムなど各部局等の業務システム、さらには防災行政無線等の防災通信を担う総合情報通信ネットワークの基盤としても利用されており、県庁の情報システムの最重要基盤です。

これらの重要システムは、東日本大震災時にも、電子計算機室においてラック等を固定していたため、転倒等の被害を受けることはなく、また県庁舎外データセンターに設置していたバックアップ用のサーバを起動し業務の一部を継続したため、長期にわたって運用が停止することはありませんでした。

また、このほかに各部局等が直接運用する業務システムが表 20 のとおりありますが、これらのシステムについても、東日本大震災の際は稼働を一時停止したものの、機器等に特段の損傷はなく、継続的な運用が可能でした。

表 2 0 各部局等の主な業務システム

所管部局等名	システム名
総務部	税務システム
〃	給与システム
〃	庶務システム
〃	文書管理システム
〃	公有財産管理システム
危機管理部	総合防災情報システム
農林水産部	農林事業管理システム
〃	補助版標準積算システム
土木部	事業執行管理システム
〃	積算システム
〃	道路管理システム
〃	河川流域総合システム
出納局	財務会計システム

しかしながら、建物の損壊による情報システムの機器や回線等の損傷はなくても、大きな地震動でデータが毀損したり、長時間の停電や給水管の破損等による冠水で運用停止に陥る可能性があり、災害による非常時の対策をしっかりと講じておく必要があります。

○ 対策

重要システムや各部局等所管の業務システムのサーバなど主要機器の多くは、耐震性が高く、被害の可能性が少ない県庁舎外データセンターに設置されており、引き続き、より安全かつ確実なデータのバックアップに努めていきます。

また、「福島県 I C T 部門の業務継続計画」に基づき、重要システムの利用環境の維持や復旧、災害対策本部設置や執務室移転等に伴う情報システム設営の支援、各部局等が管理する情報システムの復旧への協力など、非常時の適切な対応を図ります。

第6章 計画の推進

1 全庁的な取組み

本計画を実効あるものとするため、定期的な点検作業を通じて計画の問題点を洗い出していくとともに、各部局等において実施マニュアル等を策定するなどにより具体的な取組みを行っていく必要があります。

また、個々の非常時優先業務を実施していくうえで必要な資源（人員、執務場所、ライフライン、通信手段等）の確保に向けた課題と対策に、全庁一丸となって着実に取り組んでいく必要があります。

2 推進体制

本計画は、危機管理室員会議を母体とし、総合的かつ計画的に推進していくこととします。

3 計画の見直し

本計画は、問題点の洗出しや課題の検討を踏まえ、継続的に改善を行うこととします。